

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用についての一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第4条 運賃及び料金等の実施等</p> <p><u>(1)</u> 運賃及び料金等の公示方法について（第2項）</p> <p>第1号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であって、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る運賃及び料金等については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（注）をいう。）に係る運賃及び料金等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。</p> <p>（注）「専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの」</p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> （略）</p> <p>第5条 <u>公示事項等</u></p> <p><u>(1)</u> 高速乗合バスの旅客のみが乗降する停留所のうち、設置する場所が路外の私有地又は公共駐車場の場合であって、当該私有地等の地権者の意向から、<u>第3項第1号から第3号までに規定する公示事項等（事業者及び当該停留所の名称、当該停留所に係る運行系統、当該運行系統ごとの発車時刻等）を公示できない場合にあっては、以下のいずれかの措置が講じられていることをもって、これらの公示事項の公示に代えることができるものとする。</u></p>	<p>第4条 運賃及び料金等の実施等</p> <p>（新設）</p> <p><u>(1)</u>・<u>(2)</u> （略）</p> <p>第5条 <u>揭示事項</u></p> <p>高速乗合バス（<u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（注）をいう。</u>）の旅客のみが乗降する停留所のうち、設置する場所が路外の私有地又は公共駐車場の場合であって、当該私有地等の地権者の意向から、<u>第2項第1号から第3号までに規定する揭示事項（事業者及び当該停留所の名称、当該停留所に係る運行系統、当該運行系統ごとの発車時刻等）を揭示できない場合にあっては、以下のい</u></p>

- ① 当該停留所に近接した場所に設置される待合所において、これらの揭示事項が揭示されていること。
- ② 当該停留所において案内人を常駐させ、これらの揭示事項を旅客に対して常時案内できる体制が確保されていること。なお、完全予約便のみが発着する停留所にあつては、出発時刻の一定時間前から利用者への案内を行うことができればよいこととする。

(2) 第2項及び第4項の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であつて、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る営業所の名称等については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスに係る営業所の名称等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

第6条 公示事項の変更の予告

第2項第1号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であつて、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る運賃及び料金等の変更については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスに係る運賃及び料金の変更等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

第7条 事業の休止及び廃止等の公示

第3項第1号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であつて、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る事業の休止及び廃止等については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスに係る事業の休止及び廃止等については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

ずれかの措置が講じられていることをもって、これらの揭示事項の揭示に代えることができるものとする。

(注) 「専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね50キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの」

- ① 当該停留所に近接した場所に設置される待合所において、これらの揭示事項が揭示されていること。
- ② 当該停留所において案内人を常駐させ、これらの揭示事項を旅客に対して常時案内できる体制が確保されていること。なお、完全予約便のみが発着する停留所にあつては、出発時刻の一定時間前から利用者への案内を行うことができればよいこととする。

(新設)

(新設)

(新設)

第 16 条 遅延に関する公示

第 2 項第 1 号及び第 2 号の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であって、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスの遅延については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスの遅延については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することや、利用者が旅行業者を通じて手配した貸切バスの遅延については、関係旅行業者のウェブサイトに掲載することが考えられる。

(新設)

第 17 条 事故に関する公示

第 2 項の「その他適切な方法」については、デジタル技術を活用した方法であって、利用者の利便に資するものとする。例えば、コミュニティバスに係る事故については、関係地方公共団体のウェブサイトに掲載することや、高速乗合バスに係る事故については、高速乗合バスに関連する商品を販売するウェブサイトに掲載することが考えられる。

(新設)